

令和2年第1回宮崎市議会（3月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	59件
報告	1件
合計	60件

2 内訳

(1) 議案（59件）

- ①令和2年度当初予算案（16件） ⇒ 議案第1号～議案第16号
- ②令和元年度補正予算案（16件） ⇒ 議案第17号～議案第32号
- ③市道路線の廃止（1件） ⇒ 議案第33号
- ④市道路線の認定（1件） ⇒ 議案第34号
- ⑤公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定（1件） ⇒ 議案第35号
- ⑥議決事項の一部変更（1件） ⇒ 議案第36号
- ⑦包括外部監査契約の締結（1件） ⇒ 議案第37号
- ⑧条例案（22件） ⇒ 議案第38号～議案第59号

(2) 報告（1件）

- ①専決処分報告（1件） ⇒ 報告第1号
 - ・ 議決事項の一部変更（1件）

3 議案の概要

令和2年度当初予算案（16件）

《一般会計》

議案第 1 号 令和2年度宮崎市一般会計予算案 【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第 2 号 令和2年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案

議案第 3 号 令和2年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案

議案第 4 号 令和2年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案

議案第 5 号 令和2年度宮崎市公園墓地特別会計予算案

議案第 6 号 令和2年度宮崎市卸売市場特別会計予算案

議案第 7 号 令和2年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案

議案第 8 号 令和2年度宮崎市介護保険特別会計予算案

議案第 9 号 令和2年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計予算案

議案第 10号 令和2年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案

議案第 11号 令和2年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第 12号 令和2年度宮崎市水道事業会計予算案

議案第 13号 令和2年度宮崎市工業用水道事業会計予算案

議案第 14号 令和2年度宮崎市公共下水道事業会計予算案

議案第 15号 令和2年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第 16号 令和2年度宮崎市田野病院事業会計予算案

【保健医療課】

別添「令和2年度当初予算案のポイント」「令和2年度当初予算案の概要」

「令和2年度一般会計予算案の概要【資料編】」のとおり

令和元年度補正予算案（16件）

《一般会計》

議案第17号 令和元年度宮崎市一般会計補正予算（第6号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第18号 令和元年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第2号）案

議案第19号 令和元年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 令和元年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 令和元年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第2号）案

議案第22号 令和元年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第3号）案

議案第23号 令和元年度宮崎市用地取得特別会計補正予算（第1号）案

議案第24号 令和元年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第5号）案

議案第25号 令和元年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）案

議案第26号 令和元年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第27号 令和元年度宮崎市公債管理特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第28号 令和元年度宮崎市水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第29号 令和元年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第30号 令和元年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第31号 令和元年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第3号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第32号 令和元年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第1号）案

【保健医療課】

別添「令和元年度3月補正予算案概要」のとおり

◇提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止路線合計

(1) 事業関係			
	県道の整備に伴う廃止	1 路線	96.9m
(2) 開発行為関係		1 路線	205.3m
(3) 地元申請関係		1 路線	381.3m
計		3 路線	683.5m

◇提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇認定路線合計

(1) 事業関係			
	県の農道整備に伴う認定ほか	6 路線	3,174.2m
(2) 開発行為関係		9 路線	859.9m
(3) 地元申請関係		1 路線	68.0m
計		16 路線	4,102.1m

議案第35号 宮崎白浜オートキャンプ場の公共施設等運営権の設定及び指定管理者の指定について 【観光戦略課】

◇提案理由

宮崎白浜オートキャンプ場の公共施設等運営権を設定し、指定管理者を指定するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第19条第4項及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

1 公共施設等の名称

宮崎白浜オートキャンプ場

2 立地並びに規模及び配置

立地	規模	配置
宮崎市大字折生迫字上白浜 6600番地1	1. 6ヘクタール	テントサイト 30区画 フリーサイト 5区画 ケビン 5棟 管理事務所 1棟 炊事棟 3棟

3 運営権者、指定管理者となる団体の名称

株式会社南九州プロジェクト

4 管理運営等の内容

- (1) 運営に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金に関する業務
- (4) 施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) その他、設置目的を達成するために必要な業務

5 運営権の存続期間及び指定の期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

◇提案理由

地方自治法第252条の36第1項の規定により議決された事項の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

「3 契約の金額 10,270,000円を上限とする額」を
「3 契約の金額 10,460,186円を上限とする額」に変更する。
(190,186円の増額)

◇変更理由

・消費税率改定に伴う増額について

包括外部監査にかかる契約の上限額について、令和元年10月の消費税率改定時には、消費税率改定分を加味しても、当初の上限額(10,270,000円)の範囲内の見込みであったが、最終的な実績見込額が増えたことから、消費税率改定分(190,186円)の増額を行うもの。

※(参考)議決内容

当初契約議案：包括外部監査契約の締結(平成31年3月定例会 議案第40号)

- | | |
|-----------|-------------------------|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成31年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 10,270,000円を上限とする額 |
| 4 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告書提出後一括払い |
| 5 契約の相手方 | 公認会計士 |

◇提案理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の概要

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| (2) 契約の始期 | 令和2年4月1日 |
| (3) 契約の金額 | 10,460,186円を上限とする額 |
| (4) 費用の支払方法 | 監査の結果に関する報告書提出後一括払い |
| (5) 契約の相手方 | 公認会計士 |

議案第38号から議案第59号まで 条例案(22件)

議案第38号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【監査事務局、保健医療課、上下水道局 管理部 総務課】

◇提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

地方自治法の改正に伴い、次の条例が引用する条項を整理する。(第1条及び第2条)

- (1) 宮崎市監査委員条例
 - ・ 第5条中「第243条の2第3項」を「第243条の2の2第3項」に改める。
- (2) 宮崎市病院事業の設置等に関する条例
 - ・ 第10条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。
- (3) 宮崎市上下水道事業の設置等に関する条例
 - ・ 第7条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

◇施行期日

令和2年4月1日

◇提案理由

機構の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

1 子ども未来部を新たに置く。(第1条)

2 分掌事務について(第2条)

(1) 「財産に関する事項」を企画財政部から総務部に移管する。

(2) 「子どもの育成及び子育て支援に関する事項」及び「母子の保健に関する事項」を子ども未来部に分掌させる。

◇施行期日

令和2年4月1日

◇提案理由

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任用形態や任用手続に応じた方法で行うことを可能とするため。

◇主な内容

会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別に定めるものとする。(第2条)

◇施行期日

令和2年4月1日

議案第 4 1 号 宮崎市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 【人事課】

◇提案理由

会計年度任用職員に移行する特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償の規定を削る等のため。

◇主な内容

非常勤特別職の職員の報酬等を定めた別表について、会計年度任用職員制度の導入に伴い、同職員に移行する非常勤特別職の職員の項目を削除するとともに、報酬額に関する別表第 1 及び旅費に関する別表第 2 を一本化する。併せて、精神保健指定医に係る報酬（日額 12,000 円）を定める。（別表）

◇施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

議案第 4 2 号 宮崎市職員の給与に関する条例等の一部改正について

【人事課、上下水道局 管理部 総務課】

◇提案理由

人事評価の結果を本市職員に支給する勤勉手当に活用する等のため。

◇主な内容

1 勤勉手当に人事評価の結果を活用する。（第 1 条及び第 2 条）

- ・宮崎市職員の給与に関する条例（第 19 条の 4）
- ・宮崎市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第 12 条）
- ・宮崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（第 12 条）

2 その他（附則による改正）

「宮崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正

◇施行期日

令和 2 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

任期付職員等の退職手当に係る勤続期間の計算についての改正を行う等のため。

◇主な内容

1 任期付職員等の勤続期間の計算について（第7条）

任期付職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、他の自治体等の職員から引き続いて本市の任期付職員となった場合は、勤続期間を通算しないものとする。

2 用語の整理（第13条、第14条、第15条、第17条）

「禁錮」を「禁錮」に改める。

3 法律改正に伴う所要の改正（附則第13項）

国立大学法人法の改正に伴い、「附則別表第1」を「附則別表」に改める。

4 その他（附則による改正）

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例」の一部改正

◇施行期日

公布の日（ただし、3は令和2年4月1日施行。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

会計年度任用職員制度の導入に伴い、給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額を定めるため。

◇主な内容

給料を支給される非常勤の職員（フルタイム会計年度任用職員）の補償基礎額については、地方公務員災害補償法に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額とする。（第5条）

◇施行期日

令和2年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第45号 宮崎市土地開発基金条例の一部改正について

【財政課】

◇提案理由

基金に属する現金の効率的な運用を目的として、基金の額の改定を行うため。

◇主な内容

宮崎市土地開発基金の額を25億円（現行35億円）とする。（第2条）

◇施行期日

令和2年4月1日

議案第46号 宮崎市手数料条例の一部改正について

【保健医療課】

◇提案理由

毒物及び劇物取締法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

毒物及び劇物取締法の改正に伴い、根拠条文の条項ずれの改正を行う。（別表の28の項）

◇施行期日

令和2年4月1日

議案第47号 宮崎市公民館条例の一部改正について

【地域コミュニティ課】

◇提案理由

宮崎市生目公民館の用途廃止を行うため。

◇主な内容

名称及び位置を規定している第2条の表から「宮崎市生目公民館」の項を削除する。

◇施行期日

令和2年6月1日

議案第48号 宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部
改正について 【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置の期間の延長を行うため。

◇主な内容

放課後児童支援員の資格要件に係る経過措置期間を令和5年3月31日まで延長する。
(附則第2項)

◇施行期日

令和2年4月1日

◇提案理由

児童福祉法等の改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定めるため。

◇主な内容

1 指定障害児通所支援事業者の指定の要件（第3条）

指定障害児通所支援事業者の指定の要件として、児童福祉法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

2 指定障害児通所支援事業者等の一般原則（第4条）

- (1) 指定障害児通所支援事業者等は、障害の特性その他の事情等を踏まえた計画を作成すること等により、障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- (2) 指定障害児通所支援事業者等は、障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- (3) 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、障害福祉サービスを行う者等との連携に努めなければならない。
- (4) 指定障害児通所支援事業者等は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準（第5条）

この条例に定めるもののほか、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

◇施行期日

令和2年4月1日

◇提案理由

宮崎市夜間急病センター内科・外科の用途廃止を行うため。

◇主な内容

施設、位置及び診療科目を規定している第2条の表から「宮崎市夜間急病センター内科・外科」の項を削除する。

◇施行期日

令和2年8月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、動物の愛護及び管理に関する事務を行う動物愛護管理員を設置するため。

◇主な内容

1 設置（第1条）

動物の愛護及び管理に関する法律第37条の3第1項の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、本市に動物愛護管理員を置く。

2 任命（第2条）

動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する職員（保健衛生課動物愛護センターの職員）のうちから市長が任命する。

◇施行期日

令和2年6月1日

◇提案理由

食品衛生法の改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

食品衛生法の改正に伴い、宮崎市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準等を定める条例（①）と宮崎市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例（②）を廃止・統合し、新たに本条例を制定する。

1 食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準（第2条）

政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- （1） 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。
- （2） 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

政令第8条第1項の規定により条例で定める食品衛生検査施設の職員の配置に関する基準は、検査又は試験のために必要な職員を置くこととする。（上記②条例の規定内容）

2 営業許可証等の掲示（第3条）

法第52条第1項の規定による営業の許可を受けた者は、当該許可を受けたことを証する書面であって規則で定めるものを当該許可に係る施設の見やすい場所に掲示しなければならない。（上記①条例の規定内容）

◇施行期日

令和2年6月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

令和3年4月1日から本市がエコクリーンプラザみやざきを引き継ぐことに伴い、同施設に附帯する施設を本市の公の施設として設置するため。

◇主な内容

1 設置（第1条）

廃棄物の減量、再利用及び再生利用の促進に関する情報提供等を通じて、循環型社会に対する意識の啓発等を図るとともに、廃棄物を焼却した際に発生する熱エネルギーの有効な利用状況の体験を通じて、市民の健康の維持及び増進を図るため、宮崎市環境学習交流施設を設置する。

2 施設の種類、名称及び位置（第2条）

種類	名称	位置
環境学習施設	エコクリーンプラザみやざき 管理棟環境学習施設	宮崎市大字大瀬町 6176 番地 1
余熱体験交流施設	エコクリーンほがらか湯	宮崎市大字大瀬町 6176 番地 8
	多目的広場	

3 施設の事業（第3条）

- ・ 廃棄物の減量、再利用及び再生利用の促進に係る資料の展示その他循環型社会に対する意識の啓発に関すること。（環境学習施設及び余熱体験交流施設に共通）
- ・ 不要となった物品を再生化し、並びに再生化した物品を展示し、及び提供すること。（環境学習施設）
- ・ 施設の提供に関すること。（余熱体験交流施設）
- ・ 市民の交流の促進に関すること。（余熱体験交流施設）

4 開館時間及び休館日（第4条、第5条）

(1) エコクリーンプラザみやざき管理棟環境学習施設

開館時間 午前9時から午後5時まで

休館日 日曜日・休日（第3日曜日を除く。）

12月29日から翌年1月3日まで

(2) エコクリーンほがらか湯

開館時間 午前10時から午後8時まで

休館日 月曜日（休日のときは、その日後において最も近い休日でない日）

12月29日から翌年1月3日まで

5 指定管理者による管理及び業務（第6条、第7条）

施設の管理は、指定管理者に行わせるものとし、その業務は下記のとおりとする。

- ・ 上記3の事業に関する業務
- ・ 施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- ・ 余熱体験交流施設の使用の許可に関する業務
- ・ その他上記1の設置目的を達成するために必要な業務

6 エコクリーンほがらか湯の使用料（第11条、別表）

区分	単位	金額
小人（小学校に在学している者）	1人1回	100円
大人（小人、高齢者以外の者）	1人1回	200円
高齢者（65歳以上の者）	1人1回	100円

※小学校に入学するまでの者の使用料は、無料

◇施行期日

令和3年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第54号 宮崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正について

【廃棄物対策課】

◇提案理由

浄化槽法の改正に伴い、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を定めるため。

◇主な内容

浄化槽保守点検業者に対し、浄化槽の保守点検業務に従事する浄化槽管理士に登録の有効期間ごとに1回以上、その業務に関する研修を受けさせる規定を設ける。（第10条）

◇施行期日

令和2年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

橋通第3自転車駐車場の用途廃止を行うため。

◇主な内容

名称及び位置を規定している別表から「橋通第3自転車駐車場」の項を削除する。

◇施行期日

令和2年4月1日

◇提案理由

国民健康保険税の課税額を改定するため。

◇主な内容

国民健康保険税の課税額を改定する。

<現行>

	所得割	均等割	平等割
医療保険分	7.4%	23,500円	16,600円
後期高齢者支援金分	3.0%	9,200円	6,500円
介護納付金分	2.3%	9,300円	4,800円
計	12.7%	42,000円	27,900円

<改正後>

	所得割	均等割	平等割
医療保険分	8.7%	27,000円	19,800円
後期高齢者支援金分	3.0%	9,100円	6,600円
介護納付金分	2.2%	9,100円	5,000円
計	13.9%	45,200円	31,400円

◇施行期日

令和2年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

介護保険法第 62 条の規定に基づき、特別給付として、在宅復帰支援介護サービス費を支給するため。

◇主な内容

介護保険施設や病院等から退院又は退所した要介護被保険者であって、短期集中的に訪問介護等（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護又は通所リハビリテーション）を利用した場合に要介護状態の軽減又は悪化の防止が期待できるものが、訪問介護等を受けたときに、特別給付として在宅復帰支援介護サービス費を支給する。（第 8 条）

◇施行期日

令和 2 年 4 月 1 日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

卸売市場法の改正に伴い、新たに市の権限となる卸売の業務の許可に関する事項を定める等のため。

◇主な内容

1 卸売業務の許可（第 7 条の 2～第 7 条の 7）

卸売の業務の許可に関し、許可の要件及び許可の取消し等を定める。

2 指導及び助言（第 72 条）

市長は、市場の業務の適性かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

3 その他

「売買取引の条件の公表（第 53 条の 2）」、「支払期日、支払方法その他の決済の方法（第 57 条）」等について規定。

◇施行期日

令和 2 年 6 月 21 日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

卸売市場法の改正に伴い、新たに市の権限となる卸売の業務の許可に関する事項を定める等のため。

◇主な内容

1 卸売業務の許可（第7条の2～第7条の5）

卸売の業務の許可に関し、許可の要件及び許可の取消し等を定める。

2 せり人の登録（第13条～第13条の4）

せり人を届出制から登録制にすることに伴い、せり人の登録、登録の更新及び登録の取消し等を定める。

3 指導及び助言（第64条）

市長は、市場の業務の適性かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、取引参加者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

4 市場運営協議会の設置（第66条の2～第66条の8）

市場の業務の運営に関し必要な調査審議を行う宮崎市公設地方卸売市場運営協議会に関し、必要な事項を定める。

5 その他

「売買取引の条件の公表（第46条の2）」、「支払期日、支払方法その他の決済の方法（第50条）」等について規定。

◇施行期日

令和2年6月21日（一部については、公布の日。経過措置の規定あり。）

4 報告の概要

報告第1号 専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

(1) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第1号 専決処分の報告について【契約課（道路維持課、高岡総合支所 農林建設課）】

◇概要

令和元年6月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 「3 契約の金額 176,880,000円」を
「3 契約の金額 191,681,446円」に変更する。
(14,801,446円の増額)

◇変更理由

・法面工施工に伴う伐採工の追加変更について

現場吹付法砕工の施工箇所において、現地踏査を行ったところ、法面上部や周辺に施工の支障となる立木や倒木が確認されたことから、伐採・処分工を追加計上する必要が生じたため。

・掘削工の工法及び数量の変更について

法面の掘削工において、当初、人力による掘削を予定していたが、法面上部が張り出している箇所において、木の根株が多数あることが確認されたことから、人力併用での特殊機械掘削を変更計上する必要が生じたため。

また、法面においても当初は把握できなかった崩土の堆積が確認されたことから、掘削土量を変更計上する必要が生じたため。

・交通安全施設の賃料の追加変更について

当現場は被災後より片側交互通行にて規制を行っており、緊急工事の施工業者に信号機等の安全施設の管理を委託していたが、工事着手後の協議により、一体的な現場管理を行うために、本工事において交通安全施設を管理することとし、賃料を追加計上する必要が生じたため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和元年6月定例会 議案第68号）

- | | |
|----------|---------------------|
| 1 工事名 | 第555号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事 |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 176,880,000円 |
| 4 契約の相手方 | 中馬・伸洋特定建設工事共同企業体 |